

ひたちなか市教育委員会会議録

令和2年 第9回 ひたちなか市教育委員会 6月定例会 会議録						
令和2年6月24日(水)		開会 午後3時00分		閉会 午後3時55分		
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室1					
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 石川 拓也	委 員 朝日 淳子	
○欠席委員						
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠	
	教育次長			井上 亨	欠席	
	参事（教育担当）			大内 保広	出席	
	総務課長			一木 宙	出席	
	参事兼指導課長			高橋 重樹	出席	
	施設整備課長			澤島 恵一	出席	
	学務課長			根本 光恵	出席	
	学務課学校給食センター所長			鈴木 薫	出席	
	学務課那珂湊第三小学校共同調理場長			清水 正己	出席	
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	出席	
	中央図書館長			大和田 千鶴子	出席	
	○事務局員	総務課主幹			二川 和久	出席
		総務課主事			大江 由華	出席
1 議案審議等	議案第27号	令和2年度における学校の休業日等の特例に関する規則制定について【公開】				
	議案第28号	ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【公開】				
	議案第29号	那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員の委嘱について【公開】				
	議案第30号	ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について【公開】				
	議案第31号	ひたちなか市社会教育委員の委嘱について【公開】				
	その他（1）	今後のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との推進の方向性について【公開】				
	その他（2）	公立幼稚園の閉庁日の実施について【公開】				

令和2年第9回ひたちなか市
教育委員会6月定例会会議録

開会 15:00

教 育 長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第27号 令和2年度における学校の休業日等の特例に関する規則制定について

総務課長 先日の5月臨時会で教育長からお話がありましたとおり、公立小中学校の臨時休業に伴いまして、授業日数が減少し、成績をつけることが難しいことから、本年度につきましては夏季休業日を短縮しまして、学校の創立記念日に授業を行い、前期・後期の2学期制とすることとなりました。これを受けまして、休業日等について定めるひたちなか市立学校管理規則の特例に当たるこの規則を制定しようとするものです。お手元の議案第27号の2ページをご覧ください。規則の第2条につきまして、学期の特例を規定しております。前期は4月1日から10月16日までとし、後期は10月17日から翌年の3月31日までとなっております。第3条では、まず第1項で学校の創立記念日について定めている学校管理規則の規定を適用しないとしまして、その結果、創立記念日が授業日となることとなります。また、同じ第3条の2項につきましては、夏季休業日の特例としまして、今年度は8月8日から8月23日までと規定しております。第5条では、今後の状況次第ではさらに休業日を授業日とする必要がでてくる可能性も考慮いたしまして、授業日数の確保のため、その他教育上必要があると校長が認めるときは学校管理規則とこの規則による休業日においても授業を行うことができる旨を定めております。また、第6条につきましては、学校体育施設の開放に係る部分ですが、現在登録制により団体に学校の体育館などを貸し出しておりますが、第3条で休業日を変更することに伴いまして、体育館などの開放期間と開放時間につきまして規則の読替えでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

【質疑、意見など】

石川委員 学校の特例に関する規則についてですが、県民の日は授業になりますか。また、冬期休暇については12月25日から1月5日までということ

になっていますが、これはいつもどおりですか。また、8号9号については変わらないのですか。授業数が足りなくても、卒業後は授業をやらないということによいでしょうか。

総務課長 冬期休暇につきましては例年どおりになります。8号9号についても変わりはありません。ただ、特例に関する規則第5条により「授業時数の確保その他の教育上の理由により必要があると認められる場合」は5条の適用がされますので、授業日になる可能性もあります。

石川委員 これは保護者の方にもお話ししておかないと誤解されるかもしれないので、学校を通して説明していただければと思います。

教育長 状況によって、今まで授業日だったところが休業日になったり、休業日だったところが授業日になったりということがあるかもしれません。現在のところは考えておりませんが、第二波があまりにもひどくなった場合には、授業時数が足りなくなることもあります。文科省の方からも授業時数にはこだわらないという通達が出ておりますが、あまりにも子供たちの学習が前に進んでいかない場合には、授業をやってしっかりと学力を保証してあげないといけないと考えております。

*議案第27号 令和2年度における学校の休業日等の特例に関する規則制定について、全員一致で承認されました。

議案第28号 ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

センター所長 お手元の資料「議案第28号 ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」をご用意ください。まず、学校給食センターの運営委員会におきましては、学校給食センターの運営、保護者からいただいた給食費の収支決算、また、会計監査、年間の事業計画等を審議・決定いただいております。本年度、2年任期の満了にあたりまして、新たに委員を委嘱しようとするものです。お手元の資料2ページ「ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員」をご覧ください。こちらは今回委嘱させていただく9名の方々となります。まず、共同調理場設置及び管理条例施行規則第7条第1項第1号、共同調理場から学校給食の提供を受ける学校等の長の代表といたしまして、市校長会から推薦いただきました阿字ヶ浦小学校の田部田康弘校長、平磯中学校の朝比奈泰浩校長、幼稚園教育研

研究会からご推薦いただきました磯崎幼稚園の大内良彦園長になります。次に第7条第1項第2号，共同調理場から学校給食の提供を受ける学校等のPTA役員の代表といたしまして，市PTA連絡協議会から推薦いただきました平磯小学校PTAの磯崎直樹会長，阿字ヶ浦中学校PTAの柏行男会長，幼稚園PTA連絡協議会からご推薦いただきました磯崎幼稚園PTAの所美咲会長になります。次に第7条第1項第3号，学識経験者といたしまして，茨城県ひたちなか保健所から推薦いただきました上野絵里次長県衛生課長，市学校保健会養護教諭部会から推薦いただきました阿字ヶ浦小学校養護教諭の海老原倫子教諭になります。次に，第7条第1項第4号，市職員といたしまして，教育委員会事務局学務課長，根本光恵となります。また，資料3ページに新旧対照表がございますので，ご参照願います。それでは資料1ページに戻ります。議案第28号 ひたちなか市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について，ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則第7条1号の規定に基づき，ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員を別紙のとおり委嘱します。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑・意見など】

なし

*議案第28号 ひたちなか市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について，全員一致で承認されました。

議案第29号 那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員の委嘱について

調理場長 議案第29号 那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員の委嘱について説明させていただきます。提出議案に関する条例規則につきましては，議案第28号と同一でございますので，説明を省略させていただきます。那珂湊第三小学校共同調理場は平成30年4月に新規開設し，運営委員9名を委嘱いたしました。本年度は2年任期の満了に伴い，新たに委員の委嘱をするものです。2ページ，別紙「那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員」をご覧ください。こちらは今回新たに委嘱させていただく方々です。まず，共同調理場から学校給食の提供を受ける学校等の長の代表といたしまして，那珂湊第一小学校の影山敬久校長，那珂湊第二小学校の稲野邊絹子校長，那珂湊第三幼稚園の二川裕美園長になります。次に，共同調理場から学校給食の提供を受ける学校等のPTA役員の代表とい

たしまして、那珂湊第二小学校PTAの八木由紀様、那珂湊第三小学校PTAの大内利晶様、那珂湊第一幼稚園PTAの佐藤美智子様になります。次に、学識経験者といたしまして、ひたちなか保健所の上野絵里様、ひたちなか市学校保健会養護教部会の中から、那珂湊第三小学校の海老沢幸恵養護教諭、次に、市職員の根本光恵学務課長、以上の9名になります。また資料3ページに新旧対照表がございますのでご参照願います。説明は以上でございます。

【質疑・意見など】

朝日委員 ひたちなか市立給食センターと那珂湊第三小学校共同調理場の違いはそもそもどういうものなのでしょうか。

センター長 第三小学校共同調理場は平成30年度から確立され、那珂湊一小、二小、三小、第一幼稚園、第二幼稚園、第三幼稚園、この六か所への配食を給食センターから分離した形になります。給食センターからは残りの平磯小、磯崎小、阿字ヶ浦小、平磯中、阿字ヶ浦中、磯崎幼稚園、また旧勝田地区でも毎年度学校改修校がございますので、今年度は勝田第一中学校、中根小学校に配食をしています。つまり、配食する学校が違うということになります。

朝日委員 ほかの学校については給食室があるということですか。

センター長 旧勝田地区の学校につきましては、自校方式といたしまして、それぞれの学校に給食室がございますので、自分の学校で作ったものを自分の学校で配食するというようになります。

*議案第29号 那珂湊第三小学校共同調理場運営委員会委員の委嘱について、全員一致で承認されました。

議案第30号 ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館長 議案第30号 ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について説明させていただきます。本件は、ひたちなか市立図書館設置及び管理条例第4条第3項の規定に基づき、図書館協議会委員を委嘱しようとするものです。根拠法令等につきましては、4ページ、5ページに記載しております。

す。図書館協議会は、図書館法第14条第2項において、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする、と記載がございます。本市では委員につきまして、ひたちなか市立図書館設置及び管理条例第4条第3項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命するものとしております。資料2、3ページにお戻りください。今回社会教育の関係者として信任されていた委員がPTA連絡協議会の役員改選により退任されますことから、後任の委員として、同じPTA連絡協議会から推薦がありました海野美信様を新たに委員として委嘱しようとするものです。任期につきましてはひたちなか市図書館設置及び管理条例第4条第4項により、前任者の在任期間である令和3年6月30日までとなります。説明は以上でございます。

【質疑・意見など】

なし

*議案第30号ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について、全員一致で承認されました。

議案第31号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱について

青少年課長 議案第31号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱について説明させていただきます。社会教育委員は任期が2年間でございますが、令和2年5月31日で満了となりましたので、委嘱するものでございます。社会教育委員の職務と設置根拠等について説明させていただきたいと思っております。資料4ページをお開きください。社会教育法に社会教育委員の設置としまして、都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができ、社会教育委員は教育委員会が委嘱するものでございます。第17条では、社会教育委員の職務について記載しており、社会教育委員は社会教育に関し教育委員会に助言するため、まず第一に社会教育に関する計画を立案すること、第二に定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること、第三に、前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うことです。2項といたしまして、社会教育委員は教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができます。3項として、市町村の社会教育委員は当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた

青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができるというものです。第18条には社会教育委員の委嘱の基準が記載され、定数及び任期その他社会教育委員に関して必要な条項については当市の条例で定めるということになっております。これを受け本市の条例でございますが、委嘱機関や人数、任期などを規定しております。第2条委員の委嘱については、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱するものとしております。第3条では委員の定数を18人以内としております。第4条は任期は2年としまして、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は残任期間と規定しております。以上が社会教育委員の設置における法律上の規定となっております。次に3ページをお開きください。社会教育委員の新旧対照表でございます。社会教育委員につきましては5月31日で2年間の任期が満了となっておりますので、新たに2年間委員の委嘱をしようとするものでございます。左側が旧、右側が新になります。4名の方が替わることになってございまして、4名の方についてご説明させていただきます。まず、校長会からの推薦で、安島校長から田部田康弘校長に代わっております。田部田校長は阿字ヶ浦小の校長でございます。二段目、ひたちなか市PTA連絡協議会から中村孝一様、PTA連絡協議会の副会長でございます。下から二段目、菊地道子様に取り変わって原口真美江様に代わっております。原口様はひたちなか市青少年育成アドバイザーの会の会長をされてございまして、青少年課の事業で放課後子ども教室の委託責任者でもございます。そのほか市外においても子供の育成に関わる業務に取り組まれている方でございます。その下、作山彰様が深谷甚勝様に代わっております。深谷甚勝様は勝田一中の校長で退職され、ひたちなか市の校長会長などを歴任されております。以上の4名の方を新たに委嘱させていただきます、12名の委員構成となっております。社会教育委員の委嘱の説明については以上でございます。

【質疑、意見など】

なし

*議案第31号 ひたちなか市社会教育委員の委嘱について、全員一致で承認されました。

その他(1) 今後のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との推進の方向性について

て

青少年課長 今後のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との推進の方向性については、教育委員会から社会教育委員会に諮問をさせていただくというような内容でございます。資料を見ていただきますと、今後のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との推進の方向性について、社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、下記の事項について諮問するというところでございます。理由につきましては、社会情勢の変化や子どもを取り巻く学校と地域の環境やあり方が変化している中で、「地域と共にある学校」をつくるために、今後のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との推進の方向性について諮問するものとなります。コミュニティ・スクールにつきましては、地域学校協働活動もあわせて令和3年度からの導入に向け、本市としての導入の在り方の検討を進めているところでございます。前年度から教育委員会内にコミュニティ・スクール準備委員会を設立いたしまして検討してきたところでございますが、今回社会教育委員の皆様幅広いご意見、視点から調査・研究をお願いいたしまして、本市としてどのような取組が効果的であるのか、方向性をいただきたいということでございます。

【質疑・意見など】

石川委員 2022年までに市内の全学校が対象になるということですね。とてもいい取組だと思います。地域が学校のバックアップをするというのは、学校にとっても活性化につながると思いますし、地域のニーズを学校に生かせるといういい点もあると思います。昔はおやじの会というものがあって、よく学校で作業活動などがあつたりして学校をバックアップしていただきとても助かりましたが、地域がいつも学校をバックアップしていくこと、それから地域もどういう考えをもっているのかということも学校側も知らなくてはいけないということも含めて、コミュニティ・スクールは効果があるのではないかと思います。ただ、メリットだけではなくデメリットもあって、地域と学校で新しいことを進めていくうえで、意見・考えが異なる部分が出てしまうと、その共通理解を図るのが非常に難しいというのが課題かと思えます。共通理解を図るために、多様な形をとっていく準備が両者ともにできたらとてもいいことだと思います。あとは地域の保護者の方に限らず、いろいろな意見を吸い上げることができるような手段を作ることができれば、さらに地域を挙げて学校と連携が

できる市が作れると思います。

青少年課長 アドバイスをいただきありがとうございます。今回のコミュニティ・スクールの取組なのですが、学校側の負担が軽くできるという意味合いも含んでおります。そうすることで先生方も学校の問題に取り組みやすくなるのではないかと、そういった観点からも進めていければと思っておりますし、また、お話しいただいた学校と地域の共通理解も課題になってくるとは思いますので、そういった課題を踏まえながら取り組んでいきたいと思っております。

その他（２） 公立幼稚園の閉庁日の実施について

総務課長 公立幼稚園の閉庁日の実施についてですが、資料をご覧いただきたいと思えます。公立幼稚園の閉庁日ですが、すでに市内の小中学校につきましては、平成30年度から8月のお盆の期間、県民の日、年末年始の日で毎年度、指定する日を閉庁日としておりました。原則としまして職員が不在の日となっております。今回公立幼稚園につきましても、隣接する学校が閉庁日の場合、幼稚園の日直1名では防犯上不安なことなどから、小中学校に準じまして閉庁日を設けようとするものであります。資料のほうをご覧いただきますと、今年度の閉庁日につきましては、次のとおりとなっております。毎年度小中学校の閉庁日を確認し、実施していくこととしております。細かい内容につきましては、3のとおりとなっております。職員が不在となってしまいますため、保護者から電話があった場合には、教育委員会の指導課が受けることといたしております。また、園舎の見回り、動植物の世話など、必要な業務がある場合、出張などがある場合には例外的に取り扱うものとしております。説明は以上でございます。

朝日委員 小中学校のお休みに幼稚園も合わせるといえることですか。

総務課長 連動しない場合もちろんありますが、小中学校は一昨年からは、有給休暇を教職員が取得できないことから有給休暇消化の意味も込めまして、お盆の日や年末年始などに学校閉庁日を設けました。一方、幼稚園では、教諭のうちお子さんが小さい方もいるので、小学校の行事の時に年休を使いたいなどという要望もあり、これまで閉庁日を設けておりませんが、学校の校長先生をやっていた園長先生などもおり、そちらからもご意見をいただきまして、小中学校の閉庁日において学校の敷地内に誰もいな

くなってしまうところに幼稚園の日直の先生だけがいるというのは、何かあった時に防犯上よろしくないのではないかというようなこともあり、その部分から見直しを図りまして、学校の閉庁日に合わせる形で幼稚園も閉庁日を設けようということになりました。

朝日委員 学校がお休みになったら幼稚園も自動的にお休みになるのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

総務課長 閉庁日以外は学校と幼稚園で休みが異なる場合も出てきます。学校の行事の振替などの場合は、学校のみ休みになります。

教育長 休校日ではなく閉庁日ですので、働き方改革の一環として、子どもたちが学校に来ていない日に先生たちに休みを取らせようという一つの施策ではあります。中学校の場合には部活動もやらないという形で、子どもたちも先生たちもこの日は学校に来ないようにと、これは教育委員会主導でやっております。一方休業日については、学校裁量になることがあります。

【質疑、意見など】

なし

教育長 (閉会の宣言)

閉会 (15:55)